

《研究ノート》

実証的会計理論の内容と現実的機能

加 藤 盛 弘

目 次

- I 実証的会計理論の台頭
- II 実証的会計理論への発展の基礎
- III 機械的仮説と無影響仮説の識別
- IV 開示規制論の発展：新理論への序曲
- V 契約プロセスと会計手続の選択
- VI 経営者報酬制度・債務契約と会計手続
- VII 政治プロセスと会計手続
- VIII 実証的会計理論の現実的機能

I 実証的会計理論の台頭

会計理論は会計実務を論理化する機能を果たす。したがって、会計実務の進展のなかで変遷する必然性をもっている。アメリカ会計理論は今日までに、いくつかの大きな変遷をとげてきた。ハットフィールドに代表される財産会計理論、ペイトン＝リトルトンに代表される損益会計理論、そして、今日、制度理論としての位置にある FAS B 概念ステイトメントに代表される意思決定有用性会計理論。そして、1960年代の末頃から効率の市場仮説 (EMH) と資本資産評価モデル (CAPM) を基礎とする経験的研究が台頭し、1970代末頃からはさらに、その経験的研究を基礎として発展的に展開された実証的会計理論が主要会計誌に発表される論文の数においても、またその理論的影響力においても強力な理論となりつつある。¹

1 Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, 1986, Prentice-Hall, p. 350.

いわゆる経験的研究による研究論文はアメリカにおいてはシカゴ学派の機関誌とも言うべき *Journal of Accounting Research* や、ロチェスター学派の機関誌

その実証的会計理論は理論の記述的性格を強調する。

「会計理論の目的は会計実務を説明し、予測する (predict) ことである。……説明とは観察された実務についての理由を提供することである。たとえば、会計理論はなぜある会社が FIFO ではなしに LIFO を用いるかを説明すべきである。〔改行〕会計実務の予測は、理論が未観察の会計現象を予測することを意味する。未観察の現象とは必ずしも将来の現象ではない。それらは発生しているがしかし、まだそれについての体系的な証拠が集められていない現象を含む。²」(下線、原文イタリック、predict は科学的に正確な推論・推測といったニュアンスを持つ用語であるという。)

このように、実証理論はその目的が説明と予測にあることを強調し、それ以前の多くの理論がとってきた規範的立場を否定し、記述的立場を主張している。そして、記述的立場にたつことこそ科学的概念に基礎をおくことになるとしている。³

たしかに、現実(会計実務)を体系的に説明することは科学的立場にたつことである。しかし、実証的会計理論はそれ以前の我々が経験してきた会計理論とは違って、ひたすら会計実務を体系的に科学的に説明する会計理論といえるのであろうか。わたくしにはそのようには理解しにくい。実証的会計理論もまた、「説明」の形態をとって会計実務を合理化する会計理論であると理解する。そこで、実証的会計理論を歴史的にあとづけ、経営者の会計選択行動を解明した実証的会計理論の代表的文献とみられる Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, 1986, にそくして実証的会計理論の内容とその会計上の現実的機能について考察してみよう。

II 実証的会計理論への発展の基礎

規範的会計理論と異質の実証的会計研究の発展に大きな影響を与えたものは、企業

とも言うべき *Journal of Accounting and Economics* を中心に数多く発表されてきた。わが国においてもすでに多くの研究論文が発表され、相当な影響力を持っていると考えられる。

2 *Ibid.*, p. 2.

3 *Ibid.*, p. 13.

財務論の分野から導入された「効率的市場仮説」(EMH)と「資本資産評価モデル」(CAPM)にもとづく経験的な会計研究である。それらは株式市場における会計情報の役割を調査すること、あるいは株価変動を説明し予測することに焦点をおき、会計実務そのものを説明し、予測するものではないが、それまでの支配的会計理論(損益会計理論や意思決定有用性会計理論)の基底にある仮説と大きく異り、矛盾するものであることが、実証的会計理論の開発・発展に導いたといわれる。そこで、Watts and Zimmerman(以下、W and Zと略すこともある)はまずEMHとCAPMから考察をはじめめる。

(1) 効率的市場仮説

効率的市場とは証券の価格がすべての利用可能な情報を即座にかたよりなく反映するような資本市場であるという。Jensen はつぎのように定義している。

「情報セット θ_t のもとで売買することによって経済利益を生み出すことが不可能な場合には、情報セット θ_t に関して市場は効率的である。」

この考え方は、情報セット θ_t が資本市場の参加者に広く知られている場合には、市場価格は競争によって、平均的参加者が市場利益率を獲得できるにすぎない価格になることを示している。⁴

EMH の統計的テストのタイプは通常つぎの3つに分類される。

- ①ウィーク型テスト：このテストでは情報セットは過去の証券価格と取引高のみであり、そのデータはすべての人に非常に低いコストで利用可能である。したがって系統的な異常利益は期待できない。
- ②セミストロング型テスト：このテストの情報セットはその時点で公表されているあらゆる情報を含む。そのデータは低いコストで容易に利用可能である。したがって系統的な異常利益は期待できない。
- ③ストロング型テスト：このテストでは、情報セットはその時点で誰れかに知られているあらゆる情報を含む(インサイダー情報など)。

一般に、市場効率性のテストの証拠はセミストロング型と一致している。つまり、公表情報はかたよりなく株価に反映されるということである。⁵

ところで、1960年代までの規範的会計文献は、会計報告が会社の情報についての唯

4 *Ibid.*, p. 17.

5 *Ibid.*, p. 19.

一の源泉であるという仮説にもとづいていた。このことは、経営者が会計手続の選択について支配力を持っているので、経営者は利益操作が可能であり、株式市場を誤導できるということになる。それゆえ、株式市場は有能な会社とそうでない会社を区別できない。また、会計利益は異なる基準によって計算されるために意味のない数字になってしまい、意思決定にとって有用でない、ということになる。⁶

このような会計および会計利益についての理解に対して、EMH はそれとは異なる、あるいはそれを否定する以下のような仮説と経験的テストの結果を示した。

- ① 会計報告が会社の唯一の情報源泉であるというのは記述的でない。株式市場は会計利益によって組織的に誤導されない。
- ② 利益と株価との間に経験的な関連があるならば、利益はたとえ規則正しい概念にしろがって一貫して計算されていないとしても有用である。
- ③ セミストロング型の効率的市場においては、市場は会計利益によって組織的に誤導されない。
- ④ 会計利益が株価または株価の変化と経験的に関係しているならば、それらの利益は一つの利益概念を用いて計算されていなくても、価値または価値変化の有用な指標たりうる。⁷

この EMH の含意は会計報告が唯一の情報源泉であるという仮説と明らかに矛盾する、そしてそれまでの会計利益および会計基準についての理解に対して大きな打撃を与え、以下の2つの問題を提起したという。

- ① 会計方法の変更およびそれによる利益効果は株式市場を組織的に誤導するか。
- ② 会計利益は株価または株価の変化と関連があるか。

これらの問題を調査するためには、会計利益と株価がどのように関連するかを示すモデルが必要である。それが資本資産評価モデルである。

(2) 資本資産評価モデル

① 資本資産評価モデルの説明

フィッシュリアンのモデルはキャッシュ・フローについての完全確実を仮定するが、Sharpe (1964) や Lintner (1965) によって導入された CAPM は基本的にはフィッシュリアン・モデルの不確実への拡大である、という。

⁶ *Ibid.*, p. 20.

⁷ *Ibid.*, pp. 20-21.

最初の CAPM は 1 期間モデルである。1 期間の世界では

$$V_{i,0} = \frac{E(C_{i,1})}{1+E(r_i)} \quad \dots\dots\dots(1)$$

- $V_{i,0}$ は会社の価値,
- $E(C_{i,1})$ は期待将来キャッシュ・フロー,
- $E(r_i)$ は期待利益率, をあらわす。

このモデルに投資家の効用と投資利益についてのいくつかの厳密な仮定を追加し、さらに、危険率と利益率について仮定することによって、多期間の世界にも適用可能な多期間モデルが引き出せる。それをフィッシュリアンの様式と類似の等式に書きかえると、

$$V_{i,0} = \sum_{t=1}^T \frac{E(C_{i,t})}{[1+E(r_i)]^t} \quad \dots\dots\dots(2)$$

が得られる、という⁸。

要するに、CAPM の多期間モデル版では会社の市場価値は期待利益率で割引かれた期待将来キャッシュ・フローである。

② 資本資産評価モデルと会計数値

上述のように、多期間 CAPM では会社の価値（または資産価値）はその期待キャッシュ・フローと、そのキャッシュ・フローのリスクに対して市場が要求する期待利益率とによって評価される。そこでつぎに、①会計数値はそれらの2つの変数についての情報を伝達できるか、②会計利益と株価の関係如何が問題になる。

経験的には会計利益はキャッシュ・フローに関連づけることができる。両者が関連しているとすると、当期の会計利益は当期のキャッシュ・フローと期待将来キャッシュ・フローについての情報を提供できる。そこで、会社の会計利益の情報伝達能力と会社の市場価値への影響力を見るための例をあげよう。

いま、会社 i は T 期間存続するとして、 t 期末のその会社のキャッシュ・フローは $C_{i,t}$ であり、そしてその会社は $I_{i,t}$ を投資するとする。資本市場でのその会社の期待利益率は $E(r_i)$ である。唯一の会計上の発生項目は減価償却費であり、 t 期の減価償却費は $D_{i,t}$ であるとする。 t 期の会計利益 ($A_{i,t}$) は、

$$A_{i,t} = C_{i,t} + I_{i,t} - D_{i,t} \quad \dots\dots\dots(3)$$

8 *Ibid.*, pp. 26-27.

t 期の期待利益は

$$E(A_{i,t}) = E(C_{i,t}) + E(I_{i,t}) - E(D_{i,t}) \quad \dots\dots\dots(4)$$

(2)式と(4)式を用いて、0時点の会社の市場価値はつぎのように表すことができる。

$$V_{i,0} = \sum_{t=1}^N \frac{E(A_{i,t}) + E(D_{i,t}) - E(I_{i,t})}{[1 + E(r_i)]^t} \quad \dots\dots\dots(5)$$

もし減価償却費が毎年、ほど投資に等しいとするならば、会計利益はキャッシュ・フローに近づくであろう。そして(5)式における会社の市場価値はその会社の期待将来利益の現在価値に等しい。この例によれば、利益はキャッシュ・フロー情報を与えることができ、会社の価値に影響を与えることができることを示している。このことは、税への影響がない場合には、たんなる会計手続の変更によっては、会社の市場価値に影響をうけないことを意味する。会社の市場価値は会計利益の変化がキャッシュ・フローの変化を意味するかぎりでのみ、会計利益の変化につれて変化する。つまり、経営者が会計手続を変更しても会社の価値に影響を与えることはできない。会社の価値はキャッシュ・フローの価値だということである。

③会計利益と株価の関係

会計利益が株式市場に情報を伝達するかどうかのテストにおいて、ほとんどの研究者は利益の変化が発表された頃の株価の変化と利益の変化の関係をテストする。

ある期間の異常利益率はその期間の予期しないキャッシュ・フローに正比例する。異常利益率は実現利益率と期待利益率との差であり、予期しないキャッシュ・フローであることを示すつぎの式が得られる。

$$\nu_{i,1} = r_{i,1} - E(r_i) = \pi_i [C_{i,1} - E_0(C_{i,1})] \quad \dots\dots\dots(6)$$

$\nu_{i,1}$ は期間1の異常利益率

$C_{i,1}$ は期間1の実現キャッシュ・フロー

$E_0(C_{i,1})$ は期間1のキャッシュ・フローの0時点の市場予測

$\pi_i = [1 + E(r_i)] / [E_0(C_{i,1})]$, である。

つまり、期間1の異常利益率 = π_i × 期間1の予期しないキャッシュ・フロー
 利率が正ならば、 $E(r_i) > 0$, そして $E_0(C_{i,1}) > 0$, したがって、 $\pi_i > 0$, になるから、
 ある期間の予期しないキャッシュ・フローが大きければ大きいほど、その期間の異常

10
 利益率は大きいことになる。

会計利益が実現キャッシュ・フローの代理であるならば、市場の予期しない会計利益部分は市場の予期しないキャッシュ・フローに関連し、したがって異常利益率と実現利益率とに関連する。

(6)式を、 $t+1, t+2, \dots$ 時のキャッシュ・フローの t 時点での市場予測が、 t 期間のキャッシュ・フローに等しい多期間世界に拡大すると、

$$\nu_{i,t} = \pi_{i,t} (C_{i,t} - C_{i,t-1}) \dots\dots\dots(7)$$

が得られる。

会社 i の期間 t の異常利益率は、会社 i の期間 t の期首の株価に対する t 期間の予期しない株価の変化（配当を修正した）である。(7)式の右辺のカッコ内は、 t 期間のキャッシュ・フローの変化である。もし利益がキャッシュ・フローの代理であるならば、利益の変化はキャッシュ・フローの変化の代理であり、株価に関係していると考えることができる。つまり、予期しない利益は予期しないキャッシュ・フローの表現であり、それは株価に関係するということである。したがって、予期しない利益は予期しないキャッシュ・フローを反映するかぎりでのみ、異常利益と関係する。たんなる会計手続の変更は予期しないキャッシュ・フローの変化にも異常利益率の変化にも関係しないことになる。

11
 このように EMH と CAPM は会計利益が有用な価値指標であり、したがって会計利益の変化と株価変化の間には有意な相関関係があることを示している。W and Z はそのことの実証テストを以下の諸項目のもとに、多くの経験的研究の内容を整理するかたちで示している。

予期しない利益の記号と平均異常利益

予期しない利益の大きさと平均異常利益

利益の発表と異常利益の変化

利益の発表と取引高

利益とキャッシュ・フロー

それらの証明は、会計利益が株価に影響する要素を反映し、かつ株価は利益発表時

10 *Ibid.*, p. 31.

11 *Ibid.*, p. 32.

に変化する(会計利益の発表は情報内容を持つ)という仮説と一致する、¹² という。

Ⅲ 機械的仮説と無影響仮説の識別

前項では会計利益と株価との相関関係について考察した。その関係は機械的なのであろうか。それとも株価は会計利益の背後にある経済的実態を見抜いて反映するのであろうか。W and Z は会計手続の変更と株価変化の関係についての EMH 仮説と、それ以前の文献の基礎にある仮説とを識別し、いずれが経験的証拠に合致するかをテストする諸研究について考察している。

①機械的仮説

EMH の導入以前の伝統的会計が提起した考え方は、会計手続の変更による会計利益の変化は、たとえキャッシュ・フローに影響しないものであっても株価変化を引き起こす、というものであった。このように会計手続の変更と株価の変化の間に機械的な関係を予測する見方を機械的仮説という。この仮説は、会計報告は投資家にとっての唯一の情報源泉であり、投資家は株式の評価にあたって会計利益を利用する、という仮定からきている。したがって、経営者は利益と株価を上げるために会計手続を変更し、証券市場を誤導することができる¹³と機械的仮説の支持者は考える。

②無影響仮説

それに対して、EMH は会計手続変更の情報も含めて、あらゆる情報に対して市場がかたよりなく反応する(情報コストや取引コストゼロの仮定のもとで)と仮定する。そして、企業価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値であるという CAPM にもとづくと、キャッシュ・フロー変化をとまなわない会計手続の変更(キャッシュ・フロー効果をもつ変更は税に影響するものである)によっては企業価値に影響をうけないはずである。したがって、たんなる会計手続の変更は株価に影響を与えないし、¹⁴ 株式市場は会計手続の変更によって組織的に誤導されないことになる。このような考え方を無影響仮説という。

EMH と CAPM に基礎をおく無影響仮説は機械的仮説に重大な疑問を投げかけ

12 *Ibid.*, p. 69.

13 *Ibid.*, p. 74.

14 *Ibid.*, pp. 72 and 108.

た。そこで、これらの両仮説を識別する実証的研究が数多くなされた。W and Z は両仮説を識別する初期の研究を3つのタイプに分けて考察している。

- ①税への影響に関係なしに、あらゆる会計手続の変更(例えば, Ball, 1972)
- ②税に影響を与えない会計手続の変更(例えば, Kaplan and Roll, 1972)
- ③税に影響を与える会計手続の変更(例えば, Sunder, 1973, 1975)

このような分類は競合する仮説を識別するためのそれぞれのアプローチを反映している。

W and Z はこれらの実証研究の成果についてフォローし、分析している。例えば Kaplan and Roll (1972) は税に影響しない会計手続変更の例として、①投資税額控除の繰延法からフロー・スルー法への変更と、②加速償却法から定額法償却への変更(いずれも報告利益を大きくする)をとりあげて調査する。彼らは会計手続変更時の株価変化を調査するために異常利益率を使用する。そして、機械的仮説にたてば、平均異常利益率と累積異常利益率はともに0より大きいと予測し、無影響仮説では平均異常利益率と累積異常利益率はともに0と予測する。¹⁵

彼らは両サンプルについて調査を行ない、投資税額控除の会計方法変更については、利益発表前の累積異常利益率の推移は無影響仮説に一致するが、利益発表後の推移は EMH と一致しない¹⁶、とする。また、減価償却方法の転換については機械的仮説と一致せず¹⁷、EMH, CAPM, ゼロ取引コストの結合仮説と一致する、とする。このように、Kaplan and Roll の調査結果は表面的には投資税額控除と減価償却法とで矛盾している。投資税額控除の結果は機械的仮説が記述的であることを示唆するが、減価償却法の転換の結果は無影響仮説と一致し、株式市場が転換によって誤導されないことを示唆している。

W and Z はまた、他のアプローチをとる Ball や Sunder, Ricks 等の実証研究についてもそれぞれに考察をおこない、初期の実証研究の結果は無影響仮説を支持するものが多いことをうかがわせている。

W and Z によれば、これらの初期の実証研究はもとより決定的なものではない。しかしそこで示された問題に答えようとする試みのなかで、より強力なテストに向け

15 *Ibid.*, pp. 77-79.

16 *Ibid.*, p. 80.

17 *Ibid.*, p. 82.

での進歩があるであろう、という。それでは機械的仮説と無影響仮説を識別する初期の実証研究が提起した問題は何か。それは、キャッシュ・フローに影響しない会計手続の変更によっては株価は影響をうけないという無影響仮説優位の実証結果にもかかわらず、「会計手続の変更にコストがかかり、そして株価への有利な影響がないにもかかわらず、すべての産業で会計手続の変更がなされるのはなぜか」ということである。これらの疑問は EMH¹⁸ で用いられるゼロ情報コストおよびゼロ取引コストの仮定をとりのぞき、逆に、非ゼロコストの仮定を用いることへ研究者たちを導いたといえる。それはまさに新しい実証的会計理論の胎動であった。

IV 開示規制論拠の発展：新理論への序曲

初期の実証的研究は資本市場における会計情報の役割・影響を調査することに焦点があり、会計実務そのものを説明し、予測するものではなかった。会計実務そのものの存在と変化、あるいは企業および産業での会計実務の差異に研究の関心を向けさせたものは、以下の二つの点にあったという。一つは、前項で指摘した実証研究のなかから提起された会計手続の変更に対する疑問（コストがかかり、株価に有利な影響がないのに、なぜ会計手続を変更するのか）であり、もう一つは開示規制の論拠に対する疑問であった。ここでは後者の開示規制の論拠のなかから、意思決定のための情報価値を重視する理論では、なぜ会計実務（の存在と変化）についての説明をなしえないと、実証研究者たちが認識するにいたったかについての W and Z の検討を考察しよう。

(1) 開示規制の論拠への EMH からの疑問

会社の開示規制に対する伝統的会計理論での論拠は、一般に、以下のような理由で有能な会社とそうでない会社とを会計数値によって区別することができないがゆえに、政府は有用な数値が得られるように会計の開示規制を行うべきである、とするものであった。

- ① 経営者による情報の独占的支配：会計情報は投資家の唯一の情報源泉であり、経営者によって支配されている。

18 *Ibid.*, pp. 109-110.

- ② ナイーブな投資家：会計数字は会計の訓練のない投資家によっては理解できない。
- ③ 機能的固定化：投資家は利益計算に用いた手続の如何にかかわらず、利益数字を同じように解釈する。
- ④ 意味のない数字：利益は異質の基準によって計算されるので意味がない。
- ⑤ 手続の多様性：会計計算は多様な方法を用いてなされる。
- ⑥ 客観性の欠如：多様な方法のなかでの選択によって、異なる会計数字が得られる。

これらの理由は伝統的会計理論の基礎にある会計の見方であり、それは機械的仮説に通ずるものである。W and Z はそれらの理由について一つ一つ分析し、それらが EMH の証拠と一致しないことを指摘するのである。¹⁹

このことは、政府による開示規制は、有用な会計数字によって、有能な会社とそうでない会社を区別し、資本を適正に配分するように資本市場能力を改善するためになされる、という開示規制論拠に疑問を投げかけることになる。つまり、EMH の会計への適用は開示規制目的を問いなおす原因になり、新しい理論づけへのステップにされている。

(2) 開示規制の目的は何か

一方、開示規制は「市場失敗をさける」ためとか、「社会の福祉を増大させる」ためという「公共の利益」論についても W and Z は疑問視している。なぜなら、規制当局である SEC は規制のコストと便益の評価について、関心を示しているとは思えないからであるという。たとえば、証券法の制定以来今日まで、コストと便益についての完全な調査は行なわれていないし、また ASR 190号(取替原価情報の開示)は SEC が規制の社会的コストと便益を評価することに関心がないことを示す良い例だという。すなわち、SEC は ASR 190号の実施にあたって取替原価データの開示の便益はそのコストを明らかに上まわるとした。しかし、SEC はその主張を支える証拠を何ら示していない。また、ASR 190号のデータが開示されたときに、多くの研究者の調査では、その株価への反応は発見できないという。したがって、ASR 190号のデータが会社の評価にあたって有用であることを株主が発見した証拠はないのである。²⁰

¹⁹ *Ibid.*, pp. 158-162.

²⁰ *Ibid.*, pp. 173-174.

その規制のコストと便益の評価に関心を示さないのは、「公共の利益」のための規制という主張には疑問がある、ということである。

それでは開示規制の真の目的は何か。会計学者はこの点でもエコノミストや政治学者から恩恵を受けているという。というのはエコノミストもまた規制者の行動が「公共の利益」の仮説と矛盾するのではないかと考え、その経験的有効性について調査し、政治家や規制者も公共の利益のためではなく、自己の利益にもとづいて行動すると仮定するにいたった、という。つまり、開示規制という政治プロセスの参加者も市場プロセスの参加者と同様にすべて自己の利益にもとづいて行動する、とモデル化することに道を開いた²¹、というわけである。実証的会計の研究はそのような仮定にもとづく経済学の理論を利用するようになったという。

その経済学の理論は政治プロセスにおける非ゼロ情報コストの仮定を含む。その仮定は会計理論に対して重要な意味を持っている。というのは、そのことは、会社の会計手続は政治プロセスのアウトカムに影響を与え、したがって会社のキャッシュ・フローに影響を与えるという理論展開を可能にするからである。たとえば、会計手続は公益事業委員会によって認められる料金に影響を与え、したがってキャッシュ・フロー効果を持つ。とすれば、税中立的な会計手続もまたキャッシュ・フロー効果を持ち、会社の価値に影響を与えることになる²²。つまり、会計手続は無影響仮説のようにキャッシュ・フロー効果をもたない(税に影響する会計手続をのぞいて)ということではなく、政治プロセスを通じてキャッシュ・フローに影響を与えるというわけである。このようにとらえることによって、経営者がなぜ税中立的な会計手続の変更を、コストがかかるにもかかわらず行なうかを説明することが可能になる、というわけである。それはまた会計実務の存在と変更を説明することを可能にするものであり、その意味で「新理論への序曲」だということであろう。

しかし、会計手続の変更がすべて規制または政治プロセスの影響によって説明できるわけではない。政治プロセスの影響のないところで会社はなぜ会計手続を変更するかの問題が残る。

21 *Ibid.*, p. 178.

22 *Ibid.*, pp. 176-178.

V 契約プロセスと会計手続の選択

EMH 仮説のもとでは情報コストは0またはきわめて安く、それゆえ、利用可能な情報は完全に証券価格に反映されると仮定される。したがって、キャッシュ・フローに影響しないたんなる会計手続の変更によっては株価は影響をうけないし、資本市場は誤導されないことになる。しかしそれにもかかわらず、キャッシュ・フロー効果のない会計手続の変更を、経営者がコストを要するにもかかわらず行なうことをみると、無影響仮説への疑問が広がってくる。そこで、会計手続の存在・変更を説明する実証的会計理論の研究者は、契約コストおよび情報コストは非ゼロであることを仮定する経済理論を適用することによって、会計実務を説明する理論を開発した。

「会社の契約プロセスおよび会社の活動に対する政府規制を決定する政治プロセスの両者において、契約コストおよび情報コストは非ゼロであると仮定される。会計手続は両プロセスにおけるコストに、したがって会社または経営者のキャッシュ・フローに影響を与える。それゆえに、会計手続の選択は契約プロセスおよび政治プロセスのキャッシュ・フロー効果に依存する。²³」

つまり、契約プロセスおよび政治プロセスにおけるコストはゼロではなく、会計手続の如何によって影響をうける。それゆえ、両プロセスの参加者はそのコストを最小にして、自己の利益を最大にしようとする。そのために会計手続の選択がなされる。それゆえに、会計手続の選択・変更はキャッシュ・フロー効果をもつことになる。実証的会計理論は会計手続の選択・変更を両プロセスのキャッシュ・フロー効果との関連で説明できると考えるのである。そこで、W and Z はキャッシュ・フロー効果と会計手続の関係を、契約プロセスと政治プロセスとに分けて考察することにし、まず契約プロセスからはじめる。

実証的会計理論は財産権の経済理論を会計理論に適用する。その財産権の理論によれば、会社はそれ自体独立の存在ではなしに「契約の連鎖」とみられる。つまり、会社はある財産権に対して法的実体と契約を結んだ個々人から構成されており、その個人は私的利益を最大化するように行動すると仮定される。したがって、個々人はその

23 *Ibid.*, p. 179.

利益が衝突することを認識して、コンフリクトを減少させるために、各人の権利を明記する契約を結ぶようになるという。²⁴

いま、単純な契約関係を考えてみよう。

通常、株式会社においては意思決定権限が株主から経営者に委譲され、経営者が株主のためにその用役を提供する契約がなされる。この場合、株主をプリンシパル、経営者をエイジェントといい、その関係をエイジェンシー関係と呼ぶ。こうした関係は債権者と経営者の間にもみられる。

ところで、契約参加者の私的利益最大化の仮定にたつと、経営者は企業の価値を最大化することが自己の利益になるという状況があるとしても、つねにプリンシパルの利益になるよう行動するとはかぎらない。経営者は意思決定権限と情報格差を利用して、自己の利益を追求することが可能である。たとえば約束した経営努力を怠ったり、企業財産を個人的に消費したりする。この場合にはプリンシパルからエイジェントへの富の移転が生ずる。このようなプリンシパルとエイジェントとの間に存在する利害の対立をそのまま放置していたのではコンフリクトは激化し、契約そのものが成立しないようになる。そこで、株主の側では経営者の行動を監視する(モニタリング)ことが必要になるし、経営者の側でも株主の信頼をつなぎとめるためにボンディングのとり決めをすることが必要になる。そのための支出をそれぞれモニタリング・コスト、ボンディング・コストと言い、エイジェンシー・コストを構成する。株主も経営者もそれぞれのエイジェンシー・コストを出来るだけ減少させようとする。そこで、コンフリクトを軽減し、エイジェンシー・コストを減少させるために種々の契約や取り決めがなされるわけである。経営者報酬制度や債務制限条項はその例である。その契約の条項のなかで会計数値が使用され、会計数値によって当事者の行動を制限するようになっている。したがって、契約条件そのものにおいても、またその条件の監視においても、会計数値とその計算が重要な役割を持っている。²⁵

したがって、監査も契約条件の監視において重要な役割を果たしている。たとえば、外部監査人は債務制限条項についての違反を報告する契約を社債保有者と結んだり、また、監査された利益数値が経営者のボーナス・プランにおいて使用されたりするからである。それゆえ、監査はエイジェンシー・コストを減少させるための制度で

24 *Ibid.*, pp. 174-195.

25 *Ibid.*, p. 196.

ある、とされる。²⁶

そこで、W and Z は会計手続が契約プロセスを通じてエイジェンシー・コストに影響を与え、それが経営者による会計手続の選択に影響を与えることをつぎのように述べている。

「会計が会社の契約プロセスの重要な部分であり、そしてエイジェンシー・コスト（したがって会社の価値および／または経営者の報酬）がそれぞれの契約によって異なるならば、会計手続は会社の価値および／または経営者報酬に対して潜在的影響力を持っている。もし生き残っているタイプの契約が他のタイプのものよりもエイジェンシー・コストの減少において有効ならば、その契約で用いられる会計数値計算のための会計手続は、他の手続よりも有効であろう。他の手続の使用はエイジェンシー・コストを増加させ、会社の価値または経営者の報酬を減少させる。これは重要なキャッシュ・フローであり、会計の契約的役割によって導入される価値減少である。それは経営者による会計手続の選択に説明を与える。²⁷」

このように、会計手続は契約プロセスを通じてキャッシュ・フローに影響を与えることが説明される。そして、会計手続のキャッシュ・フローへの影響によって、税中立的な会計手続の企業間および産業間での差異や、組織的な会計手続の変更の説明が可能になる、²⁸としている。

VI 経営者報酬制度・債務契約と会計手続

W and Z は契約プロセスの会計手続への影響を、経営者報酬制度と債務契約によってさらに具体的に考察している。

(1) 経営者報酬制度と会計利益

株主と経営者のコンフリクトを軽減させ、経営者を株主の利害にそって行動するように動機づける機構が経営者報酬制度である。ボーナス・プランがその典型的な制度である。ボーナス・プランは典型的には「目標利益」を超過する利益のある割合を経

26 Ross L. Watts, *Corporate Financial Statement, A Product of the Market and Political Process*, *Australian Journal of Management*, 2 (April 1977), pp. 57-59.

27 Watts and Zimmerman, *op. cit.*, p. 196.

28 *Ibid.*, p. 199.

営者に与える制度である。その目標は通常、株主持分または合計資産のあるパーセントである。利益が目標以下であるとボーナスは与えられない。プランによっては上限が定められるものもある。²⁹この目標利益の規定とその算定にあたって会計数値が使用されることから、会計が重要な意味をもってくる。

ボーナス・プランのもとでは、したがって、原則的には報告利益の増加につれて、経営者報酬が増加することになるから、つぎのような仮説が引き出せるという。

ボーナス・プラン仮説：他の事情に変わらなければボーナス・プランをもつ会社の経営者は、報告利益を将来期間から当期に移す会計手続を選択する傾向が強い。³⁰

経営者はこのように、ボーナス・プランとの関係から自己の利益を最大化するように、会計手続を選択・変更する動機を持つというのである。W and Z はこのような関係のなかで、会計手続の選択を説明し、予測できると考えるのである。

(2)債務契約と会計数値

債務契約でも会計数値を使用する条項が立案されている。たとえば、配当制限や株式の購入制限、運転資本の維持、資産処分の制限などの制限条項を付するのはその例であろう。その債務制限条項を有効に機能させるためには、経営者が債務契約を順守しているか否かを監視するシステムが必要である。会計数値を使用する債務制限条項の監視においては、当然、会計と監査が重要な役割を担う。監査についていえば、社債の発行にさいして、監査済財務諸表を社債権者に提示することを定めるのもその例である。

会計が債務契約のモニター・システムとして有効に機能するためには、経営者報酬制度の場合と同様に、経営者が会計数値の計算を自由にコントロールできるようなものであっては意味がない。それに有効な制限が加えられていなければならない。³¹そこで、その会計数値を計算するための会計手続には、基本的には GAAP 手続が用いられる。もちろん債務契約にかかわるある数値の計算には GAAP と異なる方法が用いられることがある。しかし、その変形は普通、最後の数値だけを修正計算する方式がとられるという。³²

²⁹ *Ibid.*, p. 209.

³⁰ *Ibid.*, p. 208.

³¹ *Ibid.*, pp. 213-214.

³² *Ibid.*, p. 213.

このように、債務契約における会計数値はGAAPに依拠しているわけであるから、「GAAPが変更されるならば、現存の債務契約についての技術的な不履行の原因になりうる。なぜなら契約条項における会計数値はその負債の発行日ではなしに、³³計算時点のGAAPを用いて計算されるからである」。

以上のように、債務契約において会計数値を算出するために用いられる会計手続はGAAP手続を基本として、それを変形したものである。その場合、基本となるGAAPにはかなりの判断の余地がある（たとえば減価償却法や棚卸資産評価法や投資税額控除の会計方法で複数の方法が認められるなど）ので、債務契約で認められる会計手続も全体としてかなりの判断の余地を持つことになる。そこで、もし債務契約違反が生ずるおそれがあるならば、経営者は違反にならない会計数値を引き出すように会計手続を選択しようとする。それゆえ、他の事情に変わりがなければ、経営者は資産を増大させ、負債を減少させ、収益を増加させ、費用を減少させる会計手続を選択するインセンティブを持つ³⁴という。

上の分析は会社間の会計手続の差異および会計方法を変更する会社についてのテスト可能な命題をもたらす。たとえば、債務契約のある会社はない会社よりも利益と資産を増加させる会計手続を用いる傾向がある。このことから、つぎのような仮説を引き出すことができるという。

負債／持分仮説：他の事情に変わりがなければ、負債／持分比率が高い会社ほど、経営者は報告利益を将来期間から当期に移す会計手続を選択する傾向がある。³⁵

このように債務契約との関係のなかで、経営者が会計手続の選択・変更をおこなう動機が説明されるのである。

さらに、会計手続が債務契約および報酬契約に影響を与えるということは、キャッシュ・フロー効果を持たない税中立的な会計手続の変更が、株価効果を持つことの説明を可能にする（それは無影響仮説によっては説明できなかったことである）。それは、会計手続の変更が契約プロセスを通じてエイジェンシー・コストに影響を与え、当事者間での富の移転をおこしうるからである。したがって、会社の価値に影響を与

33 *Ibid.*, p. 214.

34 *Ibid.*, p. 215.

35 *Ibid.*, p. 216.

え、株価に影響を与える、ということである。³⁶このようにして、実証的会計理論は契約プロセスを通じて、税中立的会計手続の変更を説明するのである。

Ⅶ 政治プロセスと会計手続

前項では会計手続が契約プロセスを通じてキャッシュ・フローに影響を与える関係を解き明かすことによって、経営者の会計手続選択行動について考察した。実証的会計理論はまた、会計手続が契約プロセスだけでなく、政治プロセスを通じても会社のキャッシュ・フローに影響を与える関係を究明し、そのことによって経営者の会計手続選択行動を説明しようとする。

(1) 政治プロセスの性質

政治プロセスの会計実務への影響の分析は規制の経済理論に負うところが大きいという。この理論は政治プロセスにおける個人は政治家や経営者も含めて、市場における個人と同様に自己の利害にもとづいて行動すると仮定する。したがって、政治プロセスはそこに参加する人々の間での、富の移転に対する競争であるといわれる。³⁷すなわち、政治家や官僚は「公共の利益」のために規制する（そのような理論が表面的には展開されるが）のではなしに、政治的危機を創り出して、政府規制の領域を増やすことによって、自己の立場を強化しようとして行動するのだという。³⁸したがって政治プロセスにあっては、巨額な報告利益がしばしば政治家によって独占を示す「証拠」として受けとられ、その巨額の利益の原因となる「危機」を解決する政策（規制）を提示する理由に利用されるという。

会計数値はまた、インフレ統制のための価格指標の設定や、規制産業の料金政策、税務政策においても使用されるし、あるいはまた政府の補助金や保護関税政策などにおいても使用される³⁹としている。

そのような政治プロセスにおいて、企業が富の移転によって価値犠牲をこうむる可能性がある場合には、経営者はその価値犠牲を減少させる会計手続を採用すると仮定

36 *Ibid.*, p. 217.

37 *Ibid.*, p. 224.

38 *Ibid.*, p. 226.

39 *Ibid.*, pp. 222-223.

される。たとえば、儲けすぎを非難される会社=政治的圧力を受けやすい会社の経営者は、報告利益を減少させ、さらに利益の変動幅を減少させる会計手続を選択し、そのような会計基準の設定に対するロビーイング行動をする傾向がある⁴⁰、というように。

それでは、会計は政治プロセスからどのような影響をうけ、経営者はその影響のなかで政治コストを減少させるために、どのような会計手続の選択および基準設定に対する行動をするように動機づけられるというのであろうか。

(2) 会計に対する政治プロセスの影響

① 潜在的危機の影響

政治家は会計数値を「危機」を創り出したり解決したりするのに利用する。それによって自己の影響力を行使する領域を広げ、自己の立場を有利にするためである。たとえば、石油価格の急上期や石油品不足期には、石油会社の利益は独占を示す証拠として政治家から注目された。そのような事態は価格統制のおこなわれた1971年と、アラブ石油の輸出禁止のあった1974年と、報告利益が巨額に増大した1979年に起きた。74年の石油会社利益の増大は大石油会社を分割する法案を正当化するために使用され、79年の利益の増大は「社会風俗を乱すもの」として政治家から非難をあびた⁴¹という。

また、一方、低い利益を報告することは政府が企業にとって不利益な行動をとる可能性を減退させ、さらに企業に補助金を出す可能性を増大させる、と考えられるという。

これらの例は報告利益が議会の行動に影響を与えることを示唆している。報告利益はまた規制機関の行動に影響を与える可能性が高い。このように、議会や規制機関がその政治的判断を行使するにあたって報告利益を用いることは、企業の経営者に報告利益を減少させるような会計手続(例えば加速償却)を選択するインセンティブを与える⁴²という。

② 料金規制の影響

料金規制もまた会計手続の選択に対して影響を与える。規制産業の料金または価格

40 *Ibid.*, p. 223.

41 *Ibid.*, p. 230. Watts, *op. cit.*, p. 68.

42 Watts and Zimmerman, *op. cit.*, p. 231.

は多くの場合、会計数値を用いて設定される。例えば、ほとんどの公益事業委員会は以下の算式によって料金（収益）を設定する。

$$\text{収益} = \text{営業経費} + \text{減価償却費} + ra \times \text{資産基礎}$$

ra は認められた資本利益率

この算式の諸項目の計算にどのような会計手続を用いるかによって料金（収益）は変わってくる。小さな利益は料金値上げの「弁解」を与える。規制機関は慣例として会計基準設定機関（CAP, APB, FASB）の設定する会計手続の使用を認める。したがって、料金規制をうける産業の経営者は高い料金を設定しうる（小さな利益を算出する）会計基準を支持し、料金値下げ（報告利益の増大）をもたらす会計基準に反対して、会計基準設定機関にロビーイングするインセンティブを持つわけである。⁴³

また、代替的会計手続の選択にあたっては、経営者は報告利益の減少をもたらす会計手続を選択するのは当然であろう。

③税の影響

アメリカでは税会計が財務会計を拘束するのは例外であるが、それにもかかわらず税が会計基準の設定と選択に影響を与えていることは明らかである。

財務会計上、LIFOの人気の高いのは言うまでもなく税務上の効果を考へての経営者の選択である。また、ある会計基準の財務会計での採用は一般的には、将来、税会計上においても採用される可能性を増大させるであろう。したがって、提案される会計基準に潜在的税効果が期待される場合には、新基準設定へのロビーイング活動が税目的のために勢いを増すことになる。その好例がFASBステイトメント第33号（物価変動会計のステイトメント）だという。すなわち、FASB 33号への関心の多くは、物価水準を修正した減価償却費および売上原価を計上する基準が財務会計上設定されるならば、それが税務上も認められ、会社が税の減免をうける可能性がある、ということにあったようだといふ。⁴⁴

このように、経営者は当然のことながら、税務上の効果の得られる会計基準の設定へのロビーイングおよび会計手続選択のインセンティブを持っている。

43 Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards, *The Accounting Review*, January, 1978, p. 115.

44 Watts and Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, p. 233.

④会計手続の利益分散効果

政治プロセスの上述のような影響は、政治的に敏感な会社に利益の報告を当期から将来の期間におくらせる会計方法を選択するインセンティブを与える。それだけではない。政治プロセスはまた報告利益の期間変動を減少させようというインセンティブを創り出すという。利益の分散(期間変動の減少)が重要な意味を持つのは政治的および規制的サンクションは、ある「巨額の利益」の期間に対して行使され、他の利益の低い期間はほとんど無視される傾向があるからである。こうした方法での利益数値の使用が報告利益の変動を減少させようとするインセンティブを経営者に与えるという。⁴⁵

⑤企業規模仮説

以上、若干の例によって、会計手続の選択に対する政治プロセスの影響を分析してきた。それによれば、大企業は小企業よりも政治的に敏感であり、したがって、会計手続の選択にさいして異なるインセンティブを持つと仮定される。たとえば EXXON の200%の利益増加は Sybron (NYSE に上場されている小さな会社) の200%の利益増加よりも、多くの社会的関心をひくであろう。また、企業規模は各種の規制においてコストを課するか否かの基準として用いられている(例えば、ASR 190号は取替原価資料の開示を資産規模1億ドルを超える企業に義務づけている)。このように企業規模に応じて政治的敏感さが変化するとすれば、大企業ほど報告利益を将来期間に繰延べる会計手続を採用する傾向が強いであろう。このことから、つぎの規模仮説が得られるという。

規模仮説：他の事情に変わりがなければ、企業規模が大きい会社ほど、経営者は報告利益を現在から将来期間に繰延べる会計手続を選択する傾向が強い。⁴⁶

このように政治プロセスの会計への影響から、政治的に敏感な会社(大企業)および規制される会社は政治コストを減少させるために当期利益を減少させる会計手続を選択するインセンティブを持つことが解明されている。

だが、他方、さきの契約プロセスの会計の分析で示された結果は、エイジェンシー・コストを減少させるために経営者報酬制度や債務制限条項がプリンシパルとエイジェントの間でとりかわされ、そのような契約または条項が存在するもとは、当期利益を増大させるボーナス・プラン仮説や負債/持分仮説が得られるということであつ

45 *Ibid.*, p. 234.

46 *Ibid.*, p. 235.

た。つまり、政治プロセスから得られる会計手続選択の仮説と契約プロセスから得られる仮説は対立している。それではこの対立はどのような関係においてとらえられているのであろうか。W and Z は政治プロセスで最適の会計手続が契約プロセスでは最適でないことを当然認識している。だが、政治コスト、規制コストおよび契約コストの相対的な大きさはほとんどわかっていない。しかし、経験的な証拠によれば、「会計手続の選択は政治コストと契約コストにかかおる変数によって変化する」⁴⁷ことがわかるという。したがって、経営者は具体的状況のなかで政治コストと契約コストをトレード・オフするものと W and Z はみている。彼らはその点をつぎのように述べている。

「経営者は高い利益を報告し、それによって自己の刺激的経営報酬を増加させる会計基準を選択するよりも、税、政治および政府規制を配慮して、低い利益を報告する（それによってキャッシュ・フロー、会社の価値、および自己の利益を増大させる）会計基準を選択する強いインセンティブを持つと予測される。しかしながら、この予測は政府規制をうける会社または政治的圧力をうける会社であることを条件としている。小規模な（すなわち政治コストの低い）政府規制を受けない会社の場合には、経営者は……高い利益を報告する会計基準を選択するインセンティブを持つものと考えられる。」⁴⁸

以上のような論理展開によって、実証的会計理論は EMH、無影響仮説とは違って、契約コスト、情報コスト、政治コストの非ゼロ仮定を導入し、それらのコストを契約プロセスと政治プロセスのなかで減少させるように、経営者は会計手続を選択し、新会計基準設定へのロビーイング活動をするインセンティブをもつ、という仮説をたてる。そして、その仮説によって経営者の会計手続選択行動は体系的に説明できるし、さらに、それらの仮説は経験的テストに合致するとして、その科学性を主張するのである。

VIII 実証的会計理論の現実的機能

実証的会計理論はいかなる会計実務、いかなる会計基準が望ましいかを問うのでは

47 *Ibid.*, p. 243.

48 Watts and Zimmerman, *Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards*, p. 118.

なしに、存在する会計実務、選択される会計手続、設定される会計基準の理由を説明する立場にたっている。実証的会計理論はその会計実務の存在を契約プロセスと政治プロセスのもとで成立する関係のなかで、各人が合理的（利己的）に行動し、そのプロセスにおけるコストを出来るだけ小さくしようとする行動との因果関連によって説明する。つまり、会計手続についてなされた選択、および存在している実務は、それぞれのプロセス（関係）のなかで因果関連的になされた行動の結果として説明されるのである。実証的会計理論は会計実務の選択および存在をそのような合理的な選択行動によって説明することによって、会計実務の記述理論としての科学性を主張するのである。

また、W and Z は彼らの理論を、企業財務論から導入された EMH, CAPM からの科学的発展として描くことによって、自分たちの理論の科学的優位性を主張している。つまり、EMH が持っている単純化された仮説＝現実を抽象化しすぎる仮説を一つ一つはずしながら、それが持つ事象研究方法を新しい場面のなかに適用していったとする。より具体的にいえば、事象研究の適用をキャッシュ・フローに影響を与えない会計手続の変更からキャッシュ・フロー効果が予測される会計手続変更（LIFO への転換）へ、さらにはキャッシュ・フロー効果をもつ契約プロセスおよび政治プロセスでの会計手続変更へと拡大していった。契約および政治プロセスとのかかわりで会計実務を説明する現在の実証的会計理論は、そのような科学的発展の過程を経て到達したものであり、その重要な着想は今後の研究にも引き継がれ、発展してゆくであろうと展望している。⁴⁹

それではこの実証的会計理論は W and Z が言うように、会計実務の存在と変化を真に因果関連的に体系的に説明する理論なのであろうか。

たしかに、実証的会計理論は会計実務の記述理論としての立場をとるだけに、局面によってはきわめてすどい現実分析を示している。とりわけ、大企業の会計実務の選択行動を政治的影響との関連で分析し、大企業が利益縮小化の会計選択を行なうことを解明し、規模仮説を提示するのは、その顕著なものである。また、さきにもふれたが、FASB ステイトメント 33号（物価変動会計）のもっとも大きな関心は、物価水準修正した減価償却費や売上原価が税務会計上認められる場合に得られる潜在的税効

49 Watts and Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, pp. 358-359.

果にあるという分析もきわめてするどいものである。

さらには、会計理論は個々の研究者の意図とは無関係に、自己に都合のよい会計手続の勧告を求める経営者や実務家あるいは政治家によって「弁解」(excuse)として用いられる、したがって、その経営者や実務家の要求にあう理論(意図したか否かにかかわらず、結果としてその要求に応える理論)はそうでない理論よりも好んで引用され、高い評価をうけ、生き残るチャンスを持つ⁵⁰として、会計理論の会計実務および会計基準設定に対する奉仕の制度的性質をえぐり出している。これは「説明」の立場を理論にまで広げることによって到達したものであろう。

しかし、このような現実分析の指摘があるとしても、いままで考察してきた全体の論理的脈絡のなかで考えてみると、実証理論の現実的な意味は一定の現実分析を示しながらも、現存の会計実務を合理的なものとして論理化するところにあると考えられる。規範的理論を批判すること自体に意味があるのではなく、現存の実務を肯定する⁵¹ところに意味がある。その点をさらに考察してみよう。

まず、実証的会計理論がその理論展開の出発点として求めた EMH および CAPM は会計情報の有用性を株価への反応においてとらえ、会計情報と株価との間に統計的関係があるかどうかを調査する。そして会計情報に対して株価が反応することをテストすることによって、会計情報は株価に影響を与え、「情報内容」を持つがゆえに有用であると主張するのである。つまり、存在する会計情報は、選択の余地のある多様な会計手続や、質的に異なる処理基準が混在する会計手続によって得られる会計情報であるとしても、「情報内容」を持ち有用であるとする⁵²ことによって、存在する会計そのものを合理化するのである。そのことは経験的研究の文献として大きな影響力をもった Ball and Brown, *An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers* (*Journal of Accounting Research* 6, Autumn 1968) の研究上のねらいが、「歴史的
原価の利益算定がいかなる情報内容も有していないとする主張をテストする」⁵²ことで

- 50 Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, The Demand for and Supply of Accounting Theories: The Market for Excuses, *The Accounting Review*, April 1979, pp. 286-287.
- 51 このような立場からの分析には、村瀬儀祐「会計理論の制度的性格」『高知論叢』第34号(1989年3月)がある。
- 52 Richolas Dopuch, Empirical vs. Non-Empirical Contributions to Accounting Theory Development, in *Seeking Full Disclosure*, edited by Birmingham S. Davies, School of Accountancy, University of Alabama, 1979, p. 71.

あったというドブチの指摘によく示されている。つまり、歴史的原価利益批判への反論という意味を持っていたということである。そのことは多様な会計方法からなる原価主義分析も含めて、異質の会計基準から構成される現存する会計実務の擁護としての意味も持っている、と考えられる。

それでは実証的会計理論についてはどうであろうか。実証理論は会計手続の選択行動を契約プロセスと政治プロセスに参加する人々の合理的な判断にもとづくものとして位置づける。

契約プロセスにおいてはプリンシパルとエイジェントがそれぞれ自己の利益を追求する結果として契約関係を結び、それに伴うエイジェンシー・コストを出来るだけ減少させようとするなかで、経営者によって会計手続は選択されるとする。つまり、個々の状況のもとで経営者は合理的な会計手続を選択するものと説明されるのである。その結果として実務は存在していることになる。

さらに、W and Z は「会計手続は契約コストを減少するように工夫される。その契約コストは会社によって異なるので、会計手続はそれぞれに異なる……⁵³」としている。つまり、多様な契約関係が存在するわけであるから、エイジェンシー・コストを減少させる会計手続も多様に存在することを要求されているということである。ワッツは「会計手続の多様さはたまたま生ずるのではない」そして「経営者は会計手続の多様性を減少させる試みに反対」する動機を持っている、と述べている。⁵⁴ このことは契約関係のなかで、多様な会計方法の存在が必然的であり、かつ、そのなされる選択が合理的（因果関連的）であることを論理化することを意味する。

政治プロセスでの会計選択も契約プロセスでの選択と基本的に同様に位置づけられる。政治プロセスは政治的環境のなかでの富の移転に対する個人間の競争とみられ、その過程に参加する人々は自己の利益にそって行動する。経営者も政治的成本をできるだけ小さくするように行動する。したがって、政治プロセスにおける経営者による会計手続の選択（会計基準設定に対するロビーイング行動も含めて）＝大企業による利益縮小化のための会計選択は、合理性をもつものとして位置づけられることになる。

さらに、政治プロセスの参加者はそれぞれ異なる環境にあって異なる利害を持ってい

53 Watts and Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, p. 340.

54 Watts, *op. cit.*, p. 70.

る。したがって、彼らは異なる要求のもとに、異なる会計手続を要求することになる。ここに政治プロセスからみても会計手続が多様化する必然性があるという⁵⁵。また、会計基準設定の過程は異なる利害集団の間の政治的闘争であり、そこで設定される会計基準は政治的行為 (political action) の結果である。したがって、その会計基準に対する理論づけは成功した集団のそれであり、基準が妥協の産物である場合には、理論的根拠も混合的なものだという。つまり、多様な立場から多様な会計基準 (手続) が要求され、それを論理化する多様な会計理論の存在が要求されるということである。しかも同じ利益集団がすべての問題について成功するわけではないことも加わって、異なる理論的根拠によって支えられる多様な会計基準が個人または集団の利益追求の結果として存在する、ということになる。

このようにして、実証的会計理論は契約プロセスと政治プロセスにおける個人々の利己的行動の結果として、存在する会計実務を、かつ異質の理論に依拠して存在する多様な会計方法を、因果関連的なものとして説明するのである。それは存在する多様な会計方法とその選択実務への肯定論・合理化論として機能するものといえる。

それでは、1970年代末以降のアメリカにおいて、このような多様な会計方法の存在を合理化する会計理論が要求される理由はどこにあるのであろうか。

1960年代以降、アメリカにおいてはリース会計、年金会計、偶発事象会計、外貨換算会計など、原価主義と配分・対応を基本的な論理の枠組とする近代会計理論によっては論理化できない新しい会計実務の GAAP 化が つぎつぎと なされてきた。いわゆる現代会計実務の GAAP による合理化である。それらの新しい会計実務の論理化は、会計は意思決定に有用な情報を提供するものである、とする財務会計概念ステートメントに典型化される意思決定有用性会計理論によって切り開かれた。そして新しい会計実務の領域はさらに拡大されようとしている。しかし、一方では原価主義、配分、対応の論理によって支えられる会計実務も広く存在している。つまり、異質の論理によって支えられる多様な実務が存在しているのである。意思決定有用性会計理論は新しい実務領域の論理化には有効でありえても、その論理化の結果として出現した異質の論理によってしか支えられない多様な実務状況の論理化には有効に機能しえない。その多様な実務状況の存在を契約プロセスと政治プロセスのなかでの経営者の合

55 Watts and Zimmerman, The Demand for and Supply of Accounting Theories: The Market for Excuses, pp. 287-288.

理的な行動の結果として説明することによって合理化・肯定するのが実証的会計理論であると考え。それは慣行的会計理論によって30年～40年代の多様な会計実務を論理化したメイ会計理論の存在に類似するものがある。実証的会計理論は自ら新しい会計基準を開発することはできない。他方、意思決定有用性会計理論は多様な実務状況を全体として論理化することはできない。原価配分の枠組をはるかに超えて進展する現代会計実務の論理化と、その結果存在する異質の多様な会計基準の存在という現代の会計実務状況を、意思決定有用性会計理論と実証的会計理論は補完しあいながら合理化する機能を果すものといえよう。